

平成26年度 市政推進委員

土田		清洲第9		清洲第8		清洲第7		西市場一・二・三丁目		一場		朝日		西弁田天中		清洲第2		清洲第1	
柴山	森	後藤	秋田	古田	岡田	渡辺	宮澤	近藤	福田	近藤	駒田	長谷川	齋藤	石川	中野	堀尾	水谷	堀田	山内
久行	貞之	周一	俊雄	ケイ	貴美子	勝	永治	龍夫	盛俊	清範	四四男	裕	泰一	盾夫	民生	晴義	公明	忠彦	由行

新川第8		鍋片		寺野		外町		新川第4		新川第3		新川第2		新川第1		新清洲		上条	
林	串	加藤	松尾	村瀬	小林	光橋	郡司	倉地	山内	丹羽	小川	金田	大岩	河野	荒木	江口	富田	牛田	丸井
俊宏	尚樹	龍二	良治	雅由	英明	憲治	一誠	正隆	清司	稔	弘之	勉	厚司	康夫	紀人	文敏	正隆	寛千	邦雄

旭芳野		松原		花咲地領		日の出		六軒		大和		砂入		西枇杷島第2		西枇杷島第1		阿原	
中村	佐藤	櫻井	吉田	大川	笹本	土居	渡邊	梅村	上川	奥田	福島	川嶋	鈴木	森岡	黒田	渡邊	和田	近藤	小谷
進	高央	逸郎	茂生	内みどり	道彦	清良	一雄	誠	節子	照明	章雄	長	孝昌	美津男	浩司	和一	正元	昌倫	美作男

市政の円滑な推進のため、地域の皆さんとのパイプ役となる市政推進委員及び副市政推進委員を次の方々に委嘱しました。
(敬称略)

春日南		上中		新春日西分		春日蓮祢		落宮		小場塚		二ツ杓		古城	
山口	林	鹿嶋	加藤	林	佐藤	嶋川	後藤	服部	柴田	村田	加藤	山崎	柴田	近藤	櫻井
一行	直樹	公嘉	重之	秀雄	弘信	豊	豊広	徳道	護	伸一	康子	清史	保子	満	清和

【問合せ】
防災行政課(本庁舎)

ブロック名
市政推進委員
副市政推進委員

講演会

南海トラフ巨大地震と液状化 2次災害に備える

入場無料
申込不要

と き 5月11日(日)
開場 午前9時30分
開演 午前10時
ところ 清洲市民センターホール

講師

名古屋工業大学 都市社会工学科
教授 前田 健一 氏



平成24年8月29日に発表された南海トラフ巨大地震の想定では、マグニチュード9の地震が発生し、清須市で最大震度6強の揺れが生じるとされています。

巨大地震が起きた時、どのように行動したらよいのか?清須市で想定される液状化、2次災害に備え、減災対策について考えましょう。ぜひご参加ください!

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

尾張西枇杷島まつり

美濃路に初夏の訪れを告げる「尾張西枇杷島まつり」が開催されます。

まつりでは、江戸時代に製作された200年余の歴史を誇る5輦の山車が美濃路沿いを練り歩き、勇壮な山車の上では、からくり人形の舞いが披露されます。詳しくは、広報5月号折込みの「尾張西枇杷島まつりガイド」をご覧ください。

と き 6月7日(土)・8日(日)
ところ 美濃路沿い
※7日(土)は、リバーランドで花火を打ち上げます。
〔荒天の場合は8日(日)〕

山車伝統行事のご案内

西枇杷島まつりの山車を組み立てる空木立(からきだち)を行います。

今年は、西六軒町(紅塵車)が数年に一度のみ行う、土台となる台車からの組み立て作業を行います。また、まつり前日の夜を彩る宵まつりも開催されます。

と き 台車組立 5月11日(日) 午前9時から
棒締め 6月 5日(木) 午後7時から
宵まつり 6月 6日(金) 午後7時から
※宵まつりは、他の一部の町内会でも開催予定。

ところ 西枇杷島町西六軒町公民館(西枇杷島町西六軒90番地)
※駐車場はありませんので、ご注意ください。



■問合せ 産業課(本庁舎)

平成26年度から個人住民税の均等割が引き上げられます

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から35年度までの10年間、個人市民税の均等割の標準税率に500円が加算されて3500円となります。

この増額分は、避難所等の防災拠点や防災設備整備などの防災・減災事業を実施するための財源に充てられます。(個人県民税につきましても同様に、500円が加算されます。)

	H25年度まで	H26年度から	
	現行(年額)	増額分(年額)	増額後(年額)
市民税の均等割額	3,000円	500円	3,500円
県民税の均等割額	1,500円	500円	2,000円
均等割の合計額	4,500円	1,000円	5,500円

※県民税の均等割「1500円」には、「あいち森と緑づくり税」の500円が加算されています。

問合せ 市税務課(本庁舎)

軽自動車の納税をお忘れなく

軽自動車税(二輪車、原付等)は、4月1日現在の所有者に対して課税される税です。

5月上旬に納付書を発送します。納期限は6月2日(月)です。住所移転や婚姻等で住所・氏名に変更があった方は、届出が必要です。届出が正しく行われていないと、軽自動車税が前所有者に課税されたり、所有していないのに課税されたりすることがありますので、必ず届出をうけていただきますようお願いいたします。

【書類の提出及び問合せ先】

◆軽自動車(600cc以下)

軽自動車検査協会愛知主管事務所
所小牧支所(小牧市新小木3・36)
☎0568・75・3464

◆二輪の小型自動車(250cc超の二輪車)

中部運輸局愛知陸運支局小牧自動車検査登録事務所
(小牧市新小木3・32)
☎050・5540・2048

◆軽二輪(125cc超250cc以下及び250cc以下の側車付二輪自動車)

愛知県軽自動車協会小牧分室
(小牧市新小木3・36)

☎0568・43・1406

◆原付・ミニカー・小型特殊車 市税務課(本庁舎)

軽自動車税の障害者等に対する減免のお知らせ

軽自動車税は、障がいのある範囲等の一定要件に該当する場合に減免される場合があります。

納期限の7日前までに、市税務

課(本庁舎)へ申請してください。

申請期限 5月26日(月)

申請に必要なもの

- ・平成26年度軽自動車税納税通知書
- ・運転免許証の写し
- ・障害者手帳の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・印鑑

※その他必要に応じて提出する書類があります。

【書類の提出及び問合せ先】

市税務課(本庁舎)

自動車税の納税をお忘れなく



“6月2日(月)は自動車税の納期限です”

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者(売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者)に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストアなどで納めてください。

また、納期限内のものに限り、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。ただし、利用者には決済手数料がかかります。

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続きを、他の人(自動車販売業者など)に依頼した自動車の納税通知書が届いた場合は、登録手続きが正しく行われていない可能性があります。手続きが確実にされているかどうかをご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

■問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 自動車税グループ
電話 052-531-6305(ダイヤルイン)
※クレジットカード納付に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課のウェブサイト(<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>)をご覧ください。

平成25年度下半期の財政状況

(平成25年10月1日～平成26年3月31日)

■問合せ 財政課(本庁舎)

本市の平成25年度予算の執行状況をお知らせします。
平成26年3月31日現在の予算の執行状況は、下表のとおりです。
平成25年度決算額は、平成26年4月1日から5月31日までの2か月間で出納を整理したうえで確定しますので、今回の予算の執行状況とは異なります。
なお、決算額につきましては、改めてお知らせをさせていただきます。

●一般会計(予算現額の多い順になっています。)

歳 入					歳 出				
区 分	予算現額 (千円) ①	収入済額(千円)		収入割合 (%) ②/①	区 分	予算現額 (千円) ③	支出済額(千円)		執行割合 (%) ④/③
		②	下半期分				④	下半期分	
市 税	11,520,970	11,406,562	4,293,146	99.0	民 生 費	8,751,309	8,186,775	5,441,178	93.5
国庫支出金	2,420,611	2,143,191	1,162,385	88.5	教 育 費	3,687,438	2,454,828	1,177,032	66.6
地方交付税	1,841,269	2,103,672	736,502	114.3	総 務 費	2,277,250	2,033,542	1,200,085	89.3
市 債	1,838,100	800,000	800,000	43.5	土 木 費	2,241,606	1,486,697	1,105,089	66.3
県支出金	1,067,642	818,020	646,257	76.6	衛 生 費	2,024,897	1,877,234	1,030,841	92.7
繰入金	790,534	776,975	776,975	98.3	公 債 費	1,849,171	1,849,170	940,748	100.0
繰越金	684,901	684,901	0	100.0	消 防 費	802,724	775,166	412,369	96.6
地方消費税	662,000	665,836	279,677	100.6	商 工 費	291,299	276,014	77,789	94.8
諸 収 入	609,926	512,376	363,500	84.0	議 会 費	283,665	275,289	126,075	97.0
分担金及び 負担金	310,306	286,749	164,042	92.4	農 水 産 業 費	209,521	143,135	92,138	68.3
そ の 他	730,069	838,975	514,084	114.9	そ の 他	57,448	30,947	14,564	53.9
合 計	22,476,328	21,037,257	9,736,568	93.6	合 計	22,476,328	19,388,797	11,617,908	86.3

●特別会計

会 計 名	予算現額 (千円) ⑤	歳 入			歳 出		
		収入済額(千円)		収入割合 (%) ⑥/⑤	支出済額(千円)		執行割合 (%) ⑦/⑤
		⑥	下半期分		⑧	下半期分	
国民健康保険	6,676,754	6,371,045	3,626,807	95.4	6,169,736	3,380,054	92.4
介護保険	3,796,756	3,672,002	2,054,529	96.7	3,379,847	1,922,171	89.0
下水道事業	3,254,242	2,171,642	1,822,853	66.7	1,460,265	997,019	44.9
後期高齢者医療	1,163,831	1,054,381	795,860	90.6	1,070,236	642,093	92.0

●企業会計

会 計 名	収 入				支 出				
	予算現額 (千円) ⑧	収入済額(千円)		収入割合 (%) ⑨/⑧	予算現額 (千円) ⑩	支出済額(千円)		執行割合 (%) ⑪/⑩	
		⑨	下半期分			⑫	下半期分		
水道事業	収益的収支	205,544	174,560	69,199	84.9	189,488	179,692	124,935	94.8
	資本的収支	18,100	17,801	10,463	98.3	101,638	95,099	66,614	93.6

●市有財産の状況

土地	685,246㎡
建物	193,030㎡
基金	5,499,433千円
有価証券・出資金・出捐金	463,735千円

●市民の負担

一人あたりの市税負担額	51,761円
-------------	---------

※ この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。

※ 総人口 66,245人(平成26年3月31日現在)

3種類の国民年金の種別と年金の手続きのご案内

3種類の国民年金の種別

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、基礎年金を受けることとなります。ただし、国民年金の加入者の種別は図のように3種類に分かれていて、保険料を納める方法などが異なります。

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金等に加入しているサラリーマン等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者とされます。

なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。

厚生年金等※

国民年金(基礎年金)		
自営業者等	サラリーマン等	サラリーマンの被扶養配偶者
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

※公務員等は厚生年金ではなく、共済組合に加入します。

国民年金の保険料は

第1号被保険者の方は、月額1万5250円(平成26年度)の保険料を自身で納めることとなります。

なお、経済的に納めることが困難な方には、保険料が免除されたり、猶予される制度が設けられています。

一方、第2号被保険者と第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者が加入している厚生年金等からまとめて納めることになっています。個人で納める必要はありません。

年金の手続きは

第2号被保険者と第3号被保険者の年金の手続きは、勤め先の事業主などが行うので、個人で行う必要はありません。

これに対して、第1号被保険者の年金の手続きは、自身で行うことになっていて、手続き先は市区町村の国民年金の窓口となっています。

なお、第2号被保険者が60歳未満で退職すると、市区町村の窓口で第1号被保険者になるための手続きを行うことになっています。

第3号被保険者はご注意ください

第3号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職②本人のパート等収入の130万円以上への増加③離婚などの理由により被扶養配偶者でな

くなると、第1号被保険者になります。必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

国民健康保険の喪失手続きはお済みですか？

職場の健康保険に加入した時など、国民健康保険を喪失(やめる)する手続きは、自動的には行われません。ご自身で喪失する手続きが必要となりますのでご注意ください。※異動のあった日から14日以内に必ず届出をしてください。

【手続きができる方】

・本人又は同一世帯の家族(住民票が一緒の方に限ります。)

・代理人(委任状と代理の方の本人確認ができるものをお持ちください。)

【手続きをする場所】

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

【手続きに必要なもの】

新しく加入した健康保険証(名前が記載されたもの)又は健康保険取得証明書、国民健康保険証、印鑑

注1 国民健康保険の資格喪失(予定)後、国民健康保険証で医療機関において診察された場合、医療費(保険者負担分(9割/7割))の返還請求の対象となりますので

ご注意ください。

注2 窓口にお越しになるのが困難な場合、喪失手続きについては郵送でもお取り扱いしています。詳しくは市ホームページの「申請書ダウンロード」をご覧ください。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

今月のエコチャレンジ

『アサガオのすだれ育ててエコライフ』

- ヘチマやアサガオで「緑のカーテン」を作ったり、よしずやブラインドを使用して夏の日差しを防ぎましょう。
- 冷房を毎日1時間減らせば、ひと夏約6.6キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(電気代は約410円の節約)

【出典:エコチャレ手帳2014(愛知県)】 ■問合せ 生活環境課(本庁舎)

母子家庭等医療費の受給資格に所得制限が設けられます

平成26年8月から、母子家庭等医療費の受給資格に所得制限が設けられます。所得限度額は下表のとおりです。

前年の本人所得(養育費の8割を含む。)が、限度額(児童扶養手当の本人所得制限を準用する。)以上ある方は、受給資格の対象外となります。

所得制限限度額表(平成26年8月から適用)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額
所得限度額	1,920,000円	2,300,000円	2,680,000円	3,060,000円	380,000円

※受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につきこの額に100,000円が、特定扶養親族等(特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族)がある場合は、1人につきこの額に150,000円が加算されます。

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

ごみの分別排出にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

ごみ分別は、資源の再利用につながるとともにごみ減量の大きな力になっており、ごみ処理費用の軽減にもなっています。地域環境保護のためにも、引き続きごみの分別・減量にご協力ください。

また、最近分別が不十分なプラスチック製容器包装が多くなってきました。再度正しい分別の方法を確認し、効率の高い資源リサイクルにご協力ください。



“容器包装以外のプラ製品は燃やせるごみ”

プラスチック製のもので、おもちゃ、文房具などのプラスチック製品は、「容器包装」ではありません。これらのプラスチック製品は可燃ごみとして出してください。



“「プラ」も汚れていると「資源」にならず”

プラスチック製容器包装に指定されているものには、「プラマーク」が付いており、これを目印に分別・ごみ出しにご協力いただいています。

しかし、プラマークが付いていても、内容物が残っていたり、油汚れなどが付いていたりすると、「プラスチック製容器包装」の資源としての質が低下し、再利用できない場合があります。



“「もったいない」の心で一手間を”

ごみの排出時に一手間かけることは、面倒なことかもしれませんが、しかし、この一手間が資源を生かし、ごみ処理費用を軽減します。資源とごみ処理費用を節約するために、「もったいない」の心を持ってご協力ください。なお、分別の詳細については、「資源とごみのガイドブック」でご確認ください。



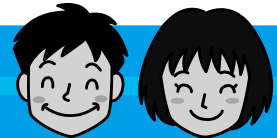
あなたが支える赤十字運動



毎年5月は「赤十字社員増強運動月間」です。
 日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。
 これらの活動の原動力となるのは、皆様から寄せられる社費(年額500円以上)や寄付金です。昨年度は6,558,880円のご協力をいただきありがとうございました。
 今年も皆様のご協力をお願いします。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

5月12日(月)～18日(日)は 民生委員・児童委員の日 活動強化週間です



5月12日(月)は、「民生委員・児童委員の日」です。また、5月12日(月)～18日(日)は民生委員・児童委員の活動を知っていただくための「活動強化週間」です。

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアの方々で、地域の中で相談や支援を行っています。民生委員は児童委員を兼ねていて、市内には現在8人の主任児童委員を含む83人の民生委員・児童委員が、生活に困っている方や身体の不自由な方、高齢者やひとり親家庭など様々な悩みをもっている方々の相談相手となり、行政などの福祉サービスにつなぐパイプ役として活動しています。

相談内容や個人の秘密は堅く守られますので、お困りのことがありましたら、お気軽に民生委員・児童委員にご相談ください。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

6月1日は「人権擁護委員の日」

— 全国一斉特設相談所の開設 —

【とき】 5月31日(土) 午前10時～午後4時
 【ところ】 名鉄百貨店本館 10階友の会文化教室

— 清須市人権擁護委員による特設相談所の開設 —

人権に関する悩みごとは、一人で悩まず、人権擁護委員にご相談ください。
 相談は無料で秘密は守られます。

【とき】 6月2日(月) 午前10時～午後3時
 【ところ】 市役所本庁舎 1階相談室(東側) 西枇杷島庁舎 1階相談室
 清洲庁舎 2階相談室 春日老人福祉センター 1階相談室

清須市内の人権擁護委員(敬称略)

氏名	地区名	氏名	地区名
建部 憲子	西枇杷島	横井 圭子	新川
佐藤 元紀	西枇杷島	山田 政勝	新川
飯田 基	清洲	小川さより	新川
秋田 博海	清洲	丹羽 努	春日
下村美知子	清洲	佐藤 清明	春日

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」を支給します。

市では、申請の方法や支給手続きなどの具体的な内容について、現在検討中です。支給方法等が決まり次第、広報清須や市ホームページでお知らせします。

問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の支えを図るために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

また、愛知県内に住民登録のある方に限り、子育て世帯臨時特例給付金と併せて、子育て世帯を厚く支援するために、愛知県独自の手当として「子育て支援減税手当」を支給します。

●対象者 平成26年1月分の児童手当を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

※市民税(均等割)が課税されていない方又は免除された方、生活保護制度の被保護者の方は、「子育て世帯臨時特例給付金」の対象外となります。

●給付額

- ・子育て世帯臨時特例給付金
 - ・子育て支援減税手当
- ともに児童1人につき1万円(1回限り)

●申請方法

申請の方法や支給手続きなど具体的な内容については、現在検討中です。支給方法が決まり次第、広報清須や市ホームページでお知らせします。

問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

「振り込み詐欺や個人情報詐取」にご注意ください!

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」及び「子育て支援減税手当」に関して、市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めるとは絶対ありません。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便物が届いた場合は、迷わず社会福祉課・子育て支援課(ともに清洲庁舎) ☎052・400・2911(代)や西枇杷島警察署(☎052・501・0110)、又は警察相談専用電話(☎110)にご連絡ください。

風しん抗体検査とワクチン接種のお知らせ



愛知県では、先天性風しん症候群の発生を抑えるため、妊娠を希望する女性を対象に、風しんの抗体検査を実施しています。また、市では抗体検査の結果、風しんワクチンの接種が必要な方を対象に、風しんワクチンの予防接種費用の一部を助成しています。

<風しん抗体検査(県事業)>

- 対象者 妊娠を希望する女性で次の項目に全て該当する方
出産経験のない方、風しん抗体検査を受けたことがない方、風しんワクチン(麻しん風しん混合ワクチン含む。)の接種歴がない方、風しんの既往歴がない方
- 検査費用 抗体検査に係る費用は無料です。

■問合せ 愛知県清須保健所 電話052-401-2100

<風しん予防接種費助成(市事業)>

- 対象者 接種当日に清須市に住民票のある妊娠を希望又は予定している女性(過去に風しんワクチンの接種歴及び風しんの既往歴のある方は除く。)で、下記のいずれかに該当する方のうち、風しんウイルスに対する抗体価が低い(県の基準に準拠)と判定された方
 - ① 風しん抗体検査(県事業)による、風しん抗体検査を受けた方
 - ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、上記①以外の風しん抗体検査を受けたことのある、出産経験のない方
 - ③ 風しん抗体検査を受けたことのある、出産経験のある方
- 接種方法 【手順】①に該当する方 「風しん抗体検査の結果通知書」を持参し、接種を受けてください。
②・③に該当する方 健康推進課(清洲庁舎)にて事前申請してください。持ち物として、風しん抗体価が確認できるもの(母子健康手帳等)と印鑑が必要です。

【助成額】 上限 5,000円

※指定外医療機関で受ける場合は償還制度があります。詳細はお問合せください。

※生活保護世帯、非課税世帯の方は自己負担金の免除があります。

- 指定医療機関 市ホームページでご確認ください。

- 接種及び償還申請期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

■問合せ 健康推進課(清洲庁舎)

清須市人事異動

〔平成26年4月1日発令・課長職以上及び園長等〕

〔部長〕

- ・企画部長 葛谷 賢二
- ・総務部長 柴田 定男
- ・市民環境部長 鷺見 雅一
- ・健康福祉部長 濱島 治久

〔次長〕

- ・健康福祉部次長兼子育て支援課長 兼児童家庭係長 林 耕司
- ・建設部次長兼上下水道課長 宮崎 稔

〔課長職〕

- ・企画政策課長 河口 直彦
- ・市民課長 星野 薫雄
- ・生活環境課長 猪子 公威
- ・西枇杷島支所所長 岡島 茂樹

〔園長等〕

- ・社会福祉課長 福田 晃二
- ・都市計画課長 石田 隆
- ・生涯学習課長 栗本 和宜
- ・一場保育園園長 三輪 真紀

・土器野保育園園長 向山まゆみ

・西枇杷島児童館館長 佐藤 順子

・清洲児童館館長 佐埜みき子

・清洲児童センター所長 森 久代

・新川児童館館長 島 喜代美

・桃栄児童館館長 立松江井子

・春日児童館館長 川末 裕子

・春日子育て支援センター所長 原田志津子

・西枇杷島第1幼稚園園長 正木 悦子

・西枇杷島第2幼稚園園長 松本 洋子

退職〔平成26年3月31日付〕

・時田 榮一（市民環境部長）

・大鐘 啓伸（健康福祉部長）

・酒井 忠次（健康福祉部次長兼社会福祉課長）

・佐藤 裕治（建設部次長兼都市計画課長）

・本多 高明（市民課長）

・柴山 佳徳（西枇杷島支所所長）

・浅野 芳幸（西枇杷島学校給食センター管理事務所長）

・西川 明美（一場保育園園長）

・荒木 都子（土器野保育園園長）

・梅澤 和子（西枇杷島第1幼稚園園長）

・今尾 紀江（西枇杷島第2幼稚園園長）

清須市教職員人事異動

〔平成26年4月1日発令・教頭以上〕

・清洲小学校校長 岡 春彦

・星の宮小学校校長 久保 千聡

・清洲中学校校長 武田 利己

・春日中学校校長 長瀧 隆司

・古城小学校教頭 篠田 弘男

・清洲小学校教頭 鹿島 直樹

・西枇杷島中学校教頭 野々部 幸

・春日中学校教頭 大島 明美

市行政相談所（無料）をご利用ください！



「行政相談」をご存知ですか？

総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の

皆様から苦情や意見・要望をお受けする行政相談を行っています。

この行政相談制度を皆様にご存知いただき、利用していただくため、5月23日（金）に市行政相談所（無料）を開設します。

市行政相談所

とき 5月23日（金）

午前10時～午後3時

ところ 春日公民館

2階中会議室

・相談担当者 市行政相談委員

本市の行政相談委員（敬称略）

前田 繁一（一場）

☎052・400・8443

石川 勇（春日富士塚）

☎052・400・7071

近藤 光雄（土器野）

☎052・400・5731

渡辺 秋郷（西枇杷島町小田井）

☎052・502・2998

相談内容 年金、医療保険、税金、

登記、環境衛生、消費者保護、交

通安全、道路、窓口サービスなど

についての苦情やご意見・ご要望

※秘密は厳守します。

問合せ 防災行政課（本庁舎）

3月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成26年度清須市一般会計予算案など22議案を可決

3月議会定例会は、3月3日から26日までの24日間の会期で開かれ、初日に市長提出議案の上程・説明があり、諮問案件である人権擁護委員候補者の推薦については、同日適任と決しました。また、その他の議案につきましては、11日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。なお、市長提出議案の「平成25年度清須市下水道事業特別会計補正予算(第3号)案」と議員発議による「清須市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」が最終日に追加上程され、採決の結果、それぞれ全員賛成及び賛成多数で原案どおり可決されました。

可決された主な議案

- ◆平成26年度清須市一般会計予算案
 - ◆平成26年度清須市介護保険特別会計予算案
 - ◆平成26年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
 - ◆市道路線の認定及び廃止について
 - ◆平成26年度清須市国民健康保険特別会計予算案
 - ◆平成26年度清須市下水道事業特別会計予算案
 - ◆平成26年度清須市水道事業会計予算案
- 開発に伴う帰属及び道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止をする。

その他の可決された議案

- ◆清須市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆清須市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- ◆清須市社会教育委員条例の一部を改正する条例案
- ◆動産の取得について
- ◆公の施設の指定管理者の指定について
- ◆平成25年度清須市一般会計補正予算(第4号)案
- ◆平成25年度清須市介護保険特別会計補正予算(第3号)案
- ◆平成25年度清須市下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- ◆平成25年度清須市水道事業会計補正予算(第2号)案
- ◆平成25年度清須市下水道事業特別会計補正予算(第3号)案
- ◆清須市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

諮問案件

- ◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を推薦する。
山田 政勝 氏、小川さより 氏



5月議会臨時会開催のお知らせ

- と き** 5月8日(木)
午前9時30分から
- と ころ** 市役所本庁舎 4階議場
- 本会議はお気軽に傍聴できます。
詳しくは、議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。